

## 限度額を超えた分が申請により支給されます

医療・介護保険の利用合計が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により支給されます。

【支給対象】世帯内の同じ医療保険で、医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯

【対象期間と支給額の計算】

8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額をもとに、支給額を計算します。

▼平成25年7月31日現在で加

### ■自己負担限度額（年額）

所得区分	医療保険 + 介護保険 (70歳未満)	医療保険 + 介護保険 (70～74歳)	後期高齢 + 介護保険 (75歳以上)
現役並み所得者 (上位所得者)	126万円	67万円	67万円
一般	67万円	56万円	56万円
低所得者 (住民税非課税世帯)	II	34万円	31万円
	I		19万円

※低所得者II…世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者I以外)  
 ※低所得者I…世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費、控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

入している医療保険者が計算をします▼同一世帯でも、異なる医療保険との合算はできません▼高額療養費、高額介護サービス費などの支給対象となる金額は除かれます▼自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません

【申請手続き】

●国民健康保険・後期高齢者医療加入者

合算制度の支給対象者には、平成26年3月以降のお知らせをします。

ただし、平成24年8月1日から平成25年7月31日までの間に次の①から②に該当する場合は、申請のお知らせがでない場合がありますので、自己負担限度額などを参考に確認ください。

- 転出したとき(国保のみ) ② 他医療保険から国民健康保険、または後期高齢者医療に変わったとき
- ※この場合、異動前の医療保険者、または介護保険者からの自己負担額証明書が必要です。
- 被用者保険(全国健康保険

協会・共済組合など加入者 加入している医療保険者(事業所など)にお問い合わせください。

なお、介護サービスの利用者には、自己負担額証明書交付申請のお知らせをします。 ※手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますのでご注意ください。

【医療費助成を受給されている場合】心身障害者医療費助成などの受給者で、すでに助成を受けている場合、高額介護合算療養費支給分が過払いとなるため、医療費の調整または返還が生じます。該当者には別途連絡します。

【問い合わせ】 ●国民健康保険・医療費助成

- ▼市民生活部国保年金課 ☎0220(58)2166
- 後期高齢者医療保険
- ▼県後期高齢者医療広域連合 ☎022(266)1021
- ▼市民生活部国保年金課 ☎0220(58)2166
- 介護保険
- ▼福祉事務所長寿介護課 ☎0220(58)5551

## 年末年始 消防特別警戒実施中

年末年始は火気を使用する機会が増えて、火災発生率が高くなります。このことから、市消防本部と市消防団では、平成25年12月18日から平成26年1月17日まで年末年始消防特別警戒を実施しています。

年末年始消防特別警戒では、消防本部、消防団の警戒態勢をより強化し、市内の巡回広報と警戒、スーパーや家電量販店など、人の出入りが多い所への防火指導などを実施します。

これからの季節は、寒さも厳しくなり、暖房器具を使用する機会が多くなりますので、次のことに注意しましょう。

▶ストーブの周りに燃えやすい物を置かないなど、暖房器具の取り扱いには十分に注意しましょう

▶火を使って調理する際は、その場から離れないようにしましょう。離れる場合には必ず火を消しましょう



▶年末の大掃除の際は、家具などの裏にあるコンセントプラグも掃除しましょう

▶ごみや古新聞などは定められた日時に出し、家の周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう

▶お出かけ前や就寝前には必ず火の元を確認しましょう。

【問い合わせ】消防本部警防課

☎0220(22)1901

## 平成26年成人式を開催

市では、新成人の門出をお祝いする「平成26年成人式」を下記のとおり開催します。

【日時】平成26年1月12日(日)午後1時開式/受付=午前11時30分~午後0時30分

【会場】登米総合体育館(とよま蔵ジヤム)

【対象】①平成21年3月に市内の中学校を卒業した人 ②平成25年10月1日現在、市内に在住し平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

※新成人の皆さんには案内状を送付しています。当日は案内状を必ず持参してください。

【お知らせ】▶駐車場に限りがありますので、乗り合わせでの来場にご協力願います▶会場内には、市で用意したスリッパでの入場となります。ただし、上履き用として持参した草履は使用できません

【問い合わせ】教育委員会生涯学習課

☎0220(34)2698



## 不動産の公売(期日入札)を実施します

市税などの滞納により、市が差し押さえた不動産を公売します。

【公売日】平成26年2月6日(木) / 午前10時~午前10時30分(受付時間)

【公売方法】期日入札

【公売場所】市役所迫庁舎1階(会議室)

【公売公告】各総合支所の掲示板に公示しています。

※公売公告には公売財産(物件)・見積価格、入札参加に伴う公売保証金、買受人についての資格、要件、その他の公売条件などを記載しています。

【見積価格】公売公告に公示してありますのでご確認ください。

※落札価格に不動産登録免許税が加算されます。

【買受適格証明書】公売財産が農地であることから買受適格証明書の提出が必要となります。1月10日(金)までに公売財産の登記事項証明書、公売公告写し、印鑑を添え、市農業委員会市役所中田庁舎1階へ申請してください。

【申し込み方法】公売日当日、

### ■公売物件

物件番号	所在地	地目	地積(登記上)
1	登米市南方町新畑岡下 180 番地	田	1,102.00 m <sup>2</sup>
2	登米市南方町畑岡 51 番地	田	1,593.00 m <sup>2</sup>
3	登米市迫町森字下柳待井 51 番地	田	3,001.00 m <sup>2</sup>
4	登米市迫町森字下柳待井 52 番地	田	3,001.00 m <sup>2</sup>

【問い合わせ】総務部収納対策課(徴収対策係)  
 ☎0220(22)2169

受け付けて入札参加申込票に必要な事項を記入の上、次の書類を提出後、公売保証金(見積価格の1割以上)を納付していただきます。

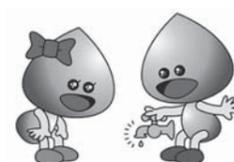
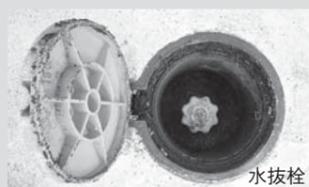
【提出書類】①個人Ⅱ本人であることが確認できる身分証(運転免許証の写しや住民基本台帳カードの写しなど) ①通、または住民票抄本 ②法人Ⅱ法人登記事項証明書 ③買受適格証明書 ④印鑑(認め印) ※各証明書は発行後3か月以内のもの

## 寒さから水道管を守りましょう 水道の防寒対策はお済みですか？

寒さが厳しくなり、防寒対策をしていない水道は凍ってしまったり、破裂したりする場合があります。寒さから水道を守り、安心して冬を過ごしましょう。

### ●防寒対策

- ▶凍結防止用ヒーターのコンセントは確実に差し込みましょう
  - ▶長期間留守にする場合などは、水抜栓を使い水道管の水を抜きましょう(不完全な操作は漏水の原因となります)
  - ▶メーターボックス内はメーター保温材や発泡スチロールを活用し、凍結の防止を行いましょ
- ※メーター保温材は、水道事業所・各総合支所窓口で無料配布しています。



### ●応急手当

▶凍ってしまったときは、蛇口を開けて凍ったところにタオルなどをかぶせて、ぬるま湯をかけてください (熱湯は蛇口などを破裂させる恐れがありますので、絶対にかけないでください)



▶蛇口が破裂したときは、水抜栓を閉めて、お近くの給水工事指定店に修理依頼してください。水抜栓の場所が分からないときは破損個所にタオルを巻きつけて、給水工事指定店に修理を依頼してください(修理費用は全て、お客さまの負担となります)

【問い合わせ】水道事業所水道管理課(業務係)  
 ☎0220(52)3311